

千葉県報

定例
令和8年9月25日

主要目次

人事委員会規則	一
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	
告示	二
職場環境づくり・人材確保取組状況調査の実施	
国土調査の成果の認証（五件）	三
公告	
土地改良区役員の退任及び就任	四
都市計画下水道の関係図書縦覧	四
令和八年木造建築士試験の設計製図の試験に係る試験場所の変更	四
特定調達公告	
落札者等の公告	四

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

千葉県人事委員会委員長 小倉 純 夫

千葉県人事委員会規則第二十六号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年千葉県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書を削り、同項第一号中「六箇月の定期券の価額（通用期間六箇月の定期券が発売されていない普通交通機関等にあつては通用期間三箇月の定期券の価額に二を乗じて得た額、通用期間六箇月の定期券及び通用期間三箇月の定期券が発売されていない普通交通機関等にあつては通用期間一箇月の定期券の価額に六を乗じて得た額）」を「を支給単位期間（条例第十一条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額」に改める。

第八条の二の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。
第八条の三第一項第四号中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改め、同項に次の一号を加える。

五 育児休業法第十八条第一項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉

県条例第五十号）第四条の規定により採用された職員

第十五条第三項中「六箇月の定期券の価額（通用期間六箇月の定期券が発売されていない普通交通機関等にあつては通用期間三箇月の定期券の価額に二を乗じて得た額、通用期間六箇月の定期券及び通用期間三箇月の定期券が発売されていない普通交通機関等にあつては通用期間一箇月の定期券の価額に六を乗じて得た額）」を「を支給単位期間（条例第十一条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額」に改める。

第十七条第二号中「住居」を「勤務地」に改める。

第十八条第一項第三号中「（当該転居後）」を「（当該転居）」に改める。

第十八条の四の次に次の一条を加える。

（支給日等）

第十八条の五 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日（その日の属する月が給料の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の給料の支給日）に支給するものとする。

2 通勤手当を支給する日（以下「支給日」という。）までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

3 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

4 条例第十一条第六項に規定する職員の通勤手当については、人事委員会が別に定めるところにより支給するものとする。

5 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間に係る通勤手当は、異動した日の属する月の末日に職員が所属する給料の支給義務者において支給するものとする。

6 職員が住居、通勤経路又は通勤方法を変更することなくその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、従前所属していた給料の支給義務者が既にその者の支給単位期間に係る通勤手当を支給しているときは、当該支給単位期間について既に支給されている通勤手当の額に相当する額は、その者が新たに所属することとなつた給料の支給義務者において支給しないことができる。

第十九条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第一項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し」を「から開始し」に改め、「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例

第14181号										千葉県										報										令和8年9月25日（金曜日）																																																																																																																																																																																																																											
第一号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）を削り、同項ただし書中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第三項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「（人事委員会が別に定める場合にあつては、人事委員会が定める）」に改め、同条第四項を次のように改める。										4 前項の場合において、月の初日から末日までの期間に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が二以上あるときの支給額は、人事委員会が定める。										第十九条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（支給単位期間）」を付し、同条第一項第一号中「五月一日及び十一月一日以降それぞれ六箇月の期間。ただし、これにより難い場合にあつては、任命権者が人事委員会の承認を得て定めるこれらの日以外の日以降六箇月の」を「定期券の通用期間のうち六箇月の期間を超えない範囲で最も長いものに相当する」に改め、同条第二項を次のように改める。										2 前項第一号に掲げる普通交通機関等について、離職その他人事委員会が定める事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて、任命権者は、支給単位期間を定めることができる。										第十九条の二に次の二項を加える。										3 支給単位期間は、前条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第三項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。										4 月の中途において休職（法第二十八条第二項に規定する休職をいう。）その他の人事委員会が定める事由が生じた場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又はその後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。										第十九条の二の次に次の一条を加える。										（支給単位期間及び支給額の特例）										第十九条の三 通勤手当を支給される職員について、通勤経路、通勤方法又は駐車場等を変更した場合その他の人事委員会が別に定める事由が生じた場合における当該職員の支給単位期間及び支給額については、人事委員会が別に定める。										2 第十九条第三項の規定により通勤手当の額を改定する場合の当該通勤手当の額については、人事委員会が別に定めるところにより、既にその者に支給された額と調整して支給することができる。										第二十条に見出しとして「（支給できない場合）」を付し、同条第一項中「月の一日」																																																																																																																																											
を「支給単位期間に係る最初の月の初日」に、「その月に係る通勤手当は」を「当該支給単位期間に係る通勤手当は、」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削る。										第二十条の二の前の見出し、同条及び第二十条の三を削る。										附 則										（施行期日）										1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。										（経過措置）										2 この規則の施行の日前から引き続き職員が受けている通勤手当（同日以後に、支給額を変更すべき事実が生じた職員その他の人事委員会が別に定める事由が生じた職員の通勤手当を除く。）及び令和八年九月二日から同月三十日までの間に職員に新たに職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）第十一条第一項の職員としての要件が具備されるに至つた場合における通勤手当の支給単位期間、支給額その他支給方法については、なお従前の例による。										告										示										千葉県告示第四百七十二号										職場環境づくり・人材確保取組状況調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。										令和八年九月二十五日										千葉県知事 熊谷 俊 人										一 調査の名称										職場環境づくり・人材確保取組状況調査										二 調査の目的										職場環境づくり・人材確保取組状況調査を実施することにより、県内事業所における働き方改革や女性活躍の推進、両立支援制度の整備、テレワーク導入等の働きやすい職場環境づくりに向けた取組状況及び人材確保に関する動向等について把握するとともに、今後の雇用及び労働に係る施策展開の参考とするための基礎資料を得ることを目的とする。										三 調査事項										1 企業の属性										2 長時間労働の削減について										3 年次有給休暇の取得促進について										4 仕事と育児又は介護の両立支援について										5 治療と仕事の両立支援について										6 女性の活躍推進について										7 シニアの活躍促進について									

- 8
テレワークについて
- 9
職場におけるハラスメントの防止について
- 10
不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）について
- 11
採用・人材確保について
- 12
働きやすい職場環境づくりに向けた取組について
- 四
調査の範囲
- 知事が選定する千葉県内の事業所
- 五
調査の期日
- 令和八年十月一日現在で行う。
- 六
調査の方法
- 知事が、四の事業所の事業主に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。
- 七
結果の公表
- 知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第四百七十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年九月二十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年九月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行っ た者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
君津市	令和三年四月一日から令和 七年三月三十一日まで	君津市（下湯江、 中富及び人見の各 一部）の地籍図及 び地籍簿	君津市下湯江、中 富及び人見の各一 部の区域

千葉県告示第四百七十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年九月二十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年九月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行っ た者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
富津市	令和五年四月一日から令和 七年三月三十一日まで	富津市（西大和田 の一部）の地籍図 及び地籍簿	富津市西大和田の 一部の区域

千葉県告示第四百七十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年九月二十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年九月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行っ た者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
印旛郡栄町	令和四年四月一日から令和 七年十二月三十一日まで	印旛郡栄町（布 太、南及び曾根の 各一部）の地籍図 及び地籍簿	印旛郡栄町布太、 南及び曾根の各一 部の区域

千葉県告示第四百七十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年九月二十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年九月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行っ た者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
長生郡長柄 町	令和二年五月二十六日から 令和六年三月三十一日まで	長生郡長柄町（田 代及び刑部の全部 並びに大津倉の一 部）の地籍図及び 地籍簿	長生郡長柄町田代 及び刑部の全部並 びに大津倉の一部 の区域

千葉県告示第四百七十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年九月二十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年九月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行っ た者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
長生郡長南 町	令和三年四月一日から令和 五年三月三十一日まで	長生郡長南町（笠 森及び深沢の全部	長生郡長南町笠森 及び深沢の全部並

[illegible]